

丸森町復旧・復興計画の今後について

□計画の期間（丸森町復旧・復興計画P4より抜粋）

復興を達成するまでの期間を概ね5年とし、復旧・復興に取り組みます。

さらに、この期間を2期に区分し、被災者支援を中心に生活基盤、インフラを復旧させる「復旧期」として3年間（令和2年度～令和4年度）、災害を乗り越え、本町が目指す将来像を達成するための取組を加速させる「復興期」として3年間（令和4年度～令和6年度）を設定、事業の優先度を見定めつつ、スピード感を持って取組を推進します。

当初【計画の期間：5年間（令和2年度～令和6年度）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
復旧期	→				
復興期	■	■	■	→	

□現在の状況

- ・町が実施する復旧事業は令和6年度で完了予定。（道路・橋梁、河川、農地・農業用施設、林道の復旧）
- ・国、町が実施する復興事業は、計画策定以降に追加された事業があり、令和8年度完了予定の事業もあります。（遊砂地の整備等（国）、水防センター整備・緊急避難路整備等（町））

これらの状況を受けて、復旧・復興計画の期間（復興期）を2年間延長します。



変更後【計画の期間：7年間（令和2年度～令和8年度）】2年延長

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
復旧期	→						
復興期	■	■	■	→		→	

□計画の主体

復興の主体及び担い手は町民一人ひとりであることは変わりません。

引き続き、町民と行政とが協働し、相互の理解と共感を大切にしながら、国や県、大学などの関係機関とも連携して本町が掲げる復旧・復興計画のビジョンを目指します。

□進行管理

進行管理についても引き続き、庁内に設置する「丸森町復興推進本部」においてその進捗を管理し、行政評価の仕組みを活用しながら、町民の皆様や「丸森町復興推進委員会」からの意見を踏まえ検証を行う体制とします。

□事業完了が令和6年度以降となる主な取組

主な取組	具体的な手法	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	実施主体
道路・橋梁の復旧・機能強化	国道349号別線整備 ※復旧はR2で完了。		→						国（直轄権限代行）
河川の復旧・治水対策	内川・新川・五福谷川 築堤・護岸、河道掘削、 天端舗装、法尻保護		→						国（直轄権限代行）
砂防施設の設置等	内川・新川・五福谷川 砂防堰堤工、遊砂地工		→						国
内水氾濫対策	雨水排水直接放流管 （阿武隈川バイパス）整備		→						町（建設課）
	寺沢川雨水幹線整備					→			町（建設課）
代替防災拠点等の検討 （重点プロジェクト2： 安全・安心の拠点形成プロジェクト）	河川防災ステーションの整備		→						国
	水防センターの整備				→				町 （総務課・建設課）
	緊急避難路等整備					→			町 （総務課・建設課）